

静岡産業大学長期履修学生規程に関するガイドライン

「静岡産業大学長期履修学生規程」第2条第1項に規定する「長期履修学生として申請できる者」に関し、以下のようにガイドラインを定める。

1. 審査基準

(1) 職業を有する者（規程第2条第1項第1号）

- ① フルタイム労働者（正規の職員・従業員など）、パートタイム労働者（パート、アルバイト、契約社員など）、自営業者など形態は問わないが、就労との兼ね合いにより修学に時間的制約があるかを審査する。
- ② 修学に時間的制約があるかの判断は、1週あたりの就労時間を参考にする。
- ③ 就労時間の目安は週20時間（パートタイム労働者の社会保険加入要件）であるが、個々の事情を勘案し総合的に判断する。

(2) 育児、介護の事情を有する者（規程第2条第1項第2号）、病気等その他やむを得ない事情を有する者（規程第2条第1項第3号）

就労時間として拘束されている時間と同等の時間（週20時間程度）を目安にする。

2. 長期履修申請の理由を証明する書類

事 由	証 明 書 類
職業を有している	職業を有していることを証明する書類 例：在職証明書 自営業者は事業内容がわかる書類
育児	母子手帳（写）＋住民票（写）
介護	介護をしていることを証明する書類 例：介護保険被保険者証（写）＋住民票（写） 要介護認定書（写）＋住民票（写）
病気等その他やむを得ない事情	病気等やむを得ない事情を証明する書類 例：医師の診断書